

(参考様式3)

会 議 録

| | | | | | |
|---|--|--------------|---|--|------------|
| 会議の名称 | 第1回東村山市児童館・児童クラブ運営等検討会 | | | | |
| 開催日時 | 令和元年6月5日(水)午後6時～午後8時05分 | | | | |
| 開催場所 | いきいきプラザ3階 情報研修室 | | | | |
| 出席者 及び欠席者 | ●出席者： (委員) 井原会長、関職務代理、長谷川委員、千葉委員、永田委員、加藤委員、清水委員 (市事務局) 瀬川子ども家庭部長、谷村子ども家庭部次長 【児童課】 吉原課長、竹内課長補佐、羽生主査、小林主事 【子ども政策課】 榎本課長、上野主査 ●欠席者： なし | | | | |
| 傍聴の可否 | 傍聴可能 | 傍聴不可の場合はその理由 | / | | 傍聴者数 2名 |
| 会議次第 | 1. 開会 2. 事務連絡 3. 子ども家庭部長挨拶 4. 委員自己紹介 5. 会長選任・職務代理の指名 6. 審議 (1) 児童館・児童クラブの運営等について 7. その他 8. 閉会 | | | | |
| 問い合わせ先 | 担 当：子ども家庭部児童課管理係 電 話 番 号：042-393-5111 (内線3174) ファックス番号：042-394-7399 | | | | |
| 会 議 経 過 | | | | | |
| 1. 開会 2. 事務連絡 ・会議成立の確認 ・会議資料等の確認 ・委嘱状の交付(机上配付) ・委員の任期に関する説明(任期：令和元年6月5日～令和2年3月31日) | | | | | |

・事務局職員の紹介

3. 子ども家庭部長挨拶

開会に先立ち、主として本検討会を設置した目的やこれまで行ってきた事業の経緯などに触れながら、挨拶を行った。

当市においても、保護者の就労環境や社会情勢等の変化に伴い、増え続ける児童クラブ入会希望者に対応するため、必要に応じて学区域ごとに2つ目となる「第2児童クラブ」を整備することや、事業の質に直接関わる職員配置について、当市独自で国基準を上回る配置基準を設けることなどにより、本事業の質・量について充実が図れるよう、適宜対応を図ってきた。

しかしながら、目まぐるしく社会情勢などが変化している現状において、本事業については、新たなサービスの導入など今も様々な要望が寄せられているところであり、これまでのやり方だけでは、現実的なご要望に対する十分な対応は難しい状況となってきたものと考えているところである。

このような状況下で、児童館や児童クラブにおいて今後も継続して安定的な事業運営を行っていくために、当市が公（おおやけ）の立場で担うべき役割とは何なのか、これからの事業運営の方向性はどのような形が望ましいのか、などについての整理を行っていく必要があるのではないかと捉えており、本検討会ではそうした点を中心に、外部委員の皆様から様々なご意見を頂戴し、闊達（かつたつ）なご議論をいただき、今ある課題への対応について、一定の方向性をお示しいただければと思っている。

4. 委員自己紹介

5. 会長選任・職務代理の指名

東村山市児童館・児童クラブ運営等検討会設置要領第5条第2項に基づき、委員の互選により、井原 哲人 委員が会長に選任された。

また、同要領第5条第3項に基づき、会長からの指名により、関 幸子 委員が職務代理に指名された。

事務局より、第1回会議の開催に当たり、会議の運営に関する以下の2点について確認を行い、決定された。

1点目：会議後における資料及び会議録の公表について

会議終了後に市のホームページにて公表し、会議録においては発言した個人が特定されないように「A委員」「B委員」といったように、氏名を伏せた形で公表する。

2点目：傍聴に関する取り扱いについて

「東村山市附属機関等の会議の公開に関する指針」及び「東村山市児童館・児童クラブ運営等検討会の傍聴に関する定め」に基づいて、原則公開の会議として開催する。次回以降の検討会開催の際には、会議の効率的運営・省力化の観点から、会議を非公開とする事案の無い場合については、特段こうした案内は行わずに傍聴人の有無を確認し、速やかに入場いただく。

6. 審議

(1) 児童館・児童クラブの運営等について

○会長

具体的な検討を進める前に、事務局が用意した資料に基づき、東村山市の児童館・児童クラブ事業の現状や課題等について、委員間で状況を把握し、認識共有を図りたく、事務局より資料の説明を願いたい。

(事務局より資料1に基づき、当市の児童館・児童クラブ事業の現状や、現状から導き出される課題等について説明)

○会長

委員の皆さんからご意見をいただく前に、私から議論の前提として事務局に確認させていただきたい。説明によると、この検討会で今年度いっぱいをかけて、児童館・児童クラブの今後の運営の方向性などを考えていく中で、令和2年4月には、小学校4校の施設を活用した新しい児童クラブの運営をスタートするとのことであった。この小学校に整備する4施設の運営の方向性についても、全体の検討とともに、本検討会の検討対象として議論していくべきと思うが、この点はいかがか。

また、検討対象として議論していくことになる場合、この後の検討スケジュールについて、事務局として何かイメージを持っていれば教えてほしい。

○児童課長

令和2年4月に小学校の施設内に新たに整備する児童クラブの運営主体についても、この検討会における全体の大きな方向性の議論に沿う形で進められることが望ましいのではないかと考えており、事務局としても本検討会の検討対象としてご議論いただければと思っている。

検討のスケジュールについて、来年度初めの令和2年4月には現に運営が開始され、これに対応するための施設整備工事が今まさにスタートするところである。

今後、開設までの間に新しい運営主体を定めなければならないという現実の問題を併せ考えると、当市の児童館・児童クラブ全体の今後の運営のあり方・方向性等については、さしあたり今年度いっぱいをかけて十分に議論のうえ、集約していただくことを前提としながらも、検討途中である年度の中頃の段階において、それまでに行われた議論の大筋の方向性を踏まえたご意見等を検討会よりお示しいただけるとありがたいと事務局としては思っている。

○会長

持続可能性や安定的な運営、質・量の整備や公の責任をどうするかといった面から色々な課題について検討する必要があり、また、次年度も引き続き児童クラブに通う児童の安心・安全のためにも新たに4つのクラブを整備し、今後について検討していかなければならないということだと思う。

国の制度状況も大きく変わってきた中で、緊急整備を進める方向性も示されているところであり、そのような中でどのように検討していくか、運営主体の扱いも含めてどうしていけば良いか併せてこの検討会で考えていきたいと私としては考えている。

それではこれまでの説明を受け、委員の皆様からもご意見や確認しておきたいことなどがあればお伺いしたい。

○A 委員

本日の資料を拝見して、東村山市ではこれまで頑張って事業を進めてこられたのだなと思っている。東村山市が現在まで人口推移に応じて施設を整備し、職員配置についても体制を整えてきたことは一定評価できる。

一方で、生産年齢人口の減少・高齢化の傾向を見れば、今後は税収が上がらず、減ることが見込まれることから、これからの10年を考えると東村山市は経営についての転換期にあると考える。そのような状況下では、今後新たに単独で施設をつくるというよりは、学校など既存公共施設の活用などが望ましい。

また、児童クラブにおいては、放課後から夕方にかけて利用するサービスという性質上、その時間帯にピンポイントの働き手の確保が必要となる。例えば、民間事業者を活用した柔軟な働き手の確保なども一つの案である。

以上のことから、時代の転換期において、ニーズについて迅速かつ柔軟に対応するには公だけではなく、官民連携による対応が必要な時代に来ているのではないかと感じているところである。

○B 委員

公設公営の児童クラブに通っている児童の保護者として、現状の運営に満足しており、個人的にはこのまま公による運営を続けてほしい。保護者がこれ以上のサービス向上の要望をしなければ、現状維持のまま公で運営を継続することは可能なのか。

○児童課長

学童保育連絡協議会からは様々な要望を頂戴し、これに関するやりとりを毎年させていただいているところである。

市ではすべての事業の全体最適の観点から行政運営をしており、新たに取り組まなければならない様々な行政需要への対応に迫られている現状にあって、児童館・児童クラブ事業の充実・発展のみを考えて、正規職員を新たに配置・補充することや現状の体制を維持することそのものが現実的には難しい状況にあるものと認識している。

○C 委員

民間事業者による運営となることで、事業運営に要する費用が削減されることはあるのか。また、削減した分をサービスに還元することはできるのか。民間事業者による運営に対して、国や都の補助金や財政的な補償はあるのか。ある程度その点が担保されているということであれば、そうした判断もあると思えるのではないのか。

○会長

財政面でのご質問を中心に事務局にお答えいただき、併せてA委員には、指定管理者制度による運営のメリット・デメリットについてご意見を伺えればと思う。

○児童課長

児童クラブ事業については、基本的な部分については保育園のように、公営の場合と民営の場合とで、国や都の補助金に明確な違いがあるものではないため、一般財源ベースでの事業運営コストそのものに大きな違いが生じることはないものと考えている。

また、指定管理者制度のメリットの一例としては、事業者がメインとなる事業に加え、自主事業を提案するなど新サービスの導入によるサービスの向上が見込まれることが挙げられる。

なお、平成30年度より指定管理者制度を導入した、第2野火止児童クラブにおいては、保護者の要望が強かった延長保育が実現したところである。

○A 委員

東村山市のように、これだけ市民から評価されている自治体は多くない。他の自治体では、自治体の運営によるサービスの質が低いから、民間事業者による運営に切り替えて欲しいという声もあった。こうした例があることも踏まえると、東村山市では、市民にご満足いただいているということは評価できる。

しかしながら、公営だからできていて、民営ではできないという前提に立った議論をすべきではないと思う。必要なサービスは公でも民間でもできるところはできるということである。

先ほど、B委員が「現状のまま公で運営することは可能か。」と質問されたが、児童クラブの運営が公でなければならない理由について、後程お考えを聞かせてほしい。

指定管理者制度は、言わば「公の代行」として管理運営を行わせる制度であるため、指定された事業者は公と同じサービスの質の確保もしくはこれを超えるサービスを提供しなければならない。

指定管理者制度によるメリットの一つとしては、より専門職の職員を雇用しやすいことにある。一方、デメリットとしては、概ね5年程度の指定期間があり、同じ事業者が必ずしもその後も指定されるとは限らないこと。しかし、5年ごとにプロポーザルを行い、より質の高い事業者による運営に切り替えることが可能であることから、良い事業提案があれば、5年ごとにサービスが向上するとも考えられる。時代の変化が速い時においては、指定管理者制度の方がサービスの幅を柔軟に作り替えることができる仕組みである。指定管理者にしたからといって、公に責任が無くなる制度ではない。

○会長

B委員からは、現状に満足しているとのことであったが、どのあたりに満足されているのか、お話しいただきたい。

○B 委員

児童クラブの運営が必ず公務員によるものでなければならないという思いがある訳ではない。満足しているというより特に大きい不満がないということである。

あくまで個人の意見として、私の働き方では職場も近く時間に合わせられる状況にあるが、遠方で働いておられる方などにとっては、サービスとしてやはり物足りない部分はあると思う。

もちろん、民間の児童クラブのことが判らないということもあるが、平成30年度より指定管理者による運営となった第2野火止児童クラブの児童の保護者からは、導入初年度だからか、短期間に指導員が入れ替わるなどの課題もあったと聞いている。個人的には大きな不満がない今の運営を変えるのであれば、保護者からの理解が必要だと考える。話が先に進んでしまったら、説明がしづらいと思っている。

保護者の中には民間事業者の運営により、もっとサービスを良くして欲しいというお考えの方もいると思うが、学童保育におけるサービスをこれ以上良くするということはどういったところなのかと思う面もある。

指定管理者による運営は5年間であり、仮に事業者が切り替えになり、そのタイミングで指導員が変わったときに、子ども達に大きな心境の変化はないものと思ってい

るが、環境の変化による児童への影響はどうかということを心配している保護者はいる。大きな状況変化が無いようにしてほしいと思っている。

○C 委員

指定管理者として事業を行っている立場からすると、やっていることには自信を持っているが、指定期間を経た後、改めて指定されるのかどうかという不安はある。5年の指定期間が妥当なのかという面もあるが、5年の指定期間ごとに選定を行い、チェックを行うということは、事業者の慢心を起こさないためにも、大切なことだと思う。

○B 委員

今は市でも働き手を確保が難しいのに、民間事業者が働き手を確保することに問題ないのか。東村山市では国よりも高い配置基準を条例で定めていただいているので、より大変なのではないか。確保の方法はどうか。

○会長

確かに、民間事業者も働き手の確保には苦労していると聞く。例えば、保育園の中には人材派遣会社に登録して、働き手を確保しようとしているところもあるという。児童クラブにおいては、放課後児童支援員の研修を受けなければならないところである。東村山市では現状、全クラブに研修を受けた方が配置されているのか。

○B 委員

新たに施設を整備していただいていることはありがたいが、働き手の確保をしてから施設を整備するという考え方はなかったのかと感じる部分もある。

○D 委員

嘱託職員として児童クラブで働いていた立場からすると、公を残す必要はあるが、公だけでは担いきれない部分は民間事業者の力を借り、民間事業者によるサービスも選ぶことができる選択肢があっても良いのではないかと思う。

また、保護者の立場からすれば、サービスの向上は喜ばしいことであるが、働き手のことも考えると、指導員の負担が大きくなることへの不安はあった。

保護者には公であるという安心感はあるが、東村山市ではこれまで公の運営による児童クラブしかなかったので、民間事業者の運営による児童クラブなど他との比較をすることができなかったし、クラブを選択するという感覚ではなく学校に所属しているクラブというように思っていた。

現在のサービスの質を落とさず継続していくのであれば、民間事業者の力を借りたり、5つのエリアの中で児童厚生員の適切な配置を今後考えるなどしながら、うまく事業を進めていければ良い。

○E 委員

子どものための事業を充実・発展させたいと考える一方で、財政・人員といった点で現実的な課題もあることが認識できた。

私はNPO法人として、萩山小学校で放課後に英会話教室を行っている。参加する児童の中には、児童クラブから来る子もあり、お金がかかったとしても、子どもにとってプラスアルファの体験等をさせたいという親は多い。

○A 委員

現状は、放課後の児童の居場所を確保する役割を担うのが必ずしも公という訳ではなくなってきている。都心にはサッカークラブや語学学校、水泳教室が運営されていたり、多様な習い事ができる民営の学童もある。保護者にとっても子ども達にとっても柔軟性のある選択肢が多様にあった方が自由度もあって面白いと思う。

○F 委員

学校内に開設する新規4施設では、夏休みなどの長期休業中も運営を行うのか。行うとしたら、急な学級数の変更などは想定した上での話なのか。また、動線の問題などについては学校側と打ち合わせてあるのか。

放課後子ども教室や児童クラブが、児童の放課後の居場所の一つであることは確かだが、中には、放課後子ども教室・児童クラブ・習い事などで疲れ切ってしまう子どももいる。

保護者目線でサービスを考えるのも大事だが、子どもがどう感じているかも考えるべきではないかと思う。親の子どもへの関わり方が十分ではないことが原因の問題もあると思われる。

○児童課長

学校施設内に開設する新規4施設については、基本的には既存の児童クラブと変わらない内容のサービスを提供するよう、学校とあらかじめ綿密な調整をしてきたところであり、現時点においては特に問題なく適切に進めさせていただいているものと認識している。学校の教育活動に支障をきたさないことを前提に、今後も必要に応じて学校側と調整を図りながら丁寧に進めていきたい。

○C 委員

新規に開設される4施設が、仮に民間事業者による運営という方向性になった場合、事業者の選定のスケジュールはどのようになるのか。選定にかかる時間も考慮すれば、もっと前半に集中して日程を詰めて検討会を行い、ある程度の方向性を委員の皆さんで考えられた方が良いのではないか。

○児童課長

資料2をご覧くださいのだが、緊急対応として学校施設内に整備を行う新規4施設については、令和2年4月開設であることから、先ほどのご意見にもあったように、年度の途中の頃までに集中的に検討いただいた中で一定の方向性をお示いただくことになろうかと認識している。

○C 委員

大事なことだと思うので3回の検討会で検討し、決定できるのかどうかと思う面がある。過去の別の検討会では、作業部会のような考え方をもって取り組んだこともあったが、必要であればそのようなことも事務局からご提案いただいても良いかと思う。

○A 委員

もう一つのやり方としては、一から平場で検討するとなると、時間がかかってしまうため、検討に資する基礎的な素案について事務局が考えているものがあればそれを提示してもらい、それをもとに検討するのはどうか。

○子ども家庭部次長

先ほど来の委員の皆様のご意見を整理すると、児童館・児童クラブにおける運営等の全体のあり方そのものは、さしあたり今年度いっぱいをかけてじっくり検討することであると認識している。

それとは別に、令和2年4月に緊急対応として新規に開設する4つの施設の運営体制についても、検討会の考え方を一部でも反映させていきたいということであるので、これら新規の4施設の運営主体を決めなければならない年度の中頃までに、公営でやるべきか、民営でやるべきか、検討会としてその時点での議論の大筋の方向性に基づいて決めていただいても良いのではないかというイメージを申し上げたところである。また、ご提案の作業部会等については必要に応じて検討したい。

なお、既存の児童クラブは、現に運営を担う公設公営からどのような運営体制にするべきかという視点で検討する必要があるが、今回の新規開設の4つの児童クラブについては、現状からどうするのかではなく、新たな運営体制をゼロベースで考えるという点で異なるものであるという点についても併せて申し上げさせていただきたい。

○OC委員

次回以降の会議資料として、民間事業者が運営している児童クラブの情報を提示していただき、他市における学童の実情を知りたいと思う。検討の幅が広がると思う。

○A委員

実際に、民間事業者が運営している児童クラブへ視察に行くのも良いと思う。

○児童課長

提示する資料については会長にもご相談のうえ、検討させていただき、事例など必要な資料については準備したい。また、視察についても追って検討させていただきたい。

7. その他

8. 閉会